

くにさきサテライトオフィス スポークネット 募集要領

平成 30 年 4 月 2 日

国東市活力創生課

1. 目的

市内へサテライトオフィスの進出を希望している IT 関連企業等を誘致することで、地域経済の振興及び多様な雇用創出を図ることを目的として整備を行った「くにさきサテライトオフィス スポークネット」（以下「スポークネット」という。）を使用する事業者を募集するものです。

2. スポークネット概要

(1) 住所

国東市国東町小原 2662 番地 1(国東市サイクリングターミナル 2 階部分)

(2) 施設概要

事務室 3 部屋、コワーキングスペース 1 部屋、会議室 2 部屋、談話室、給湯室、シャワー室、ロビー、男女トイレ



(注) 備品（机、椅子等）はイメージです。事務室 1～3 には備品はありません。

(3) 募集する部屋の面積及び金額

| | 事務室 1 | 事務室 2 | 事務室 3 | コワーキング スペース |
|------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|
| 面積 | 50.60 m ² | 25.38 m ² | 28.42 m ² | 39.55 m ² |
| 金額 (月額) | 40,500 円 | 21,300 円 | 23,600 円 | 7,500 円 (1人につき) |

- ・入居者は、会議室やシャワー室、談話室等の共用スペースを無料で利用できます。
- ・事務室 1～3 の電気料及び通信費（通信機器の契約を含む）は使用者の負担となります。
- ・通信回線は、光回線（下り 100Mbps、上り 100Mbps）です。フリーWi-Fi も整備しています。

(4) 地理的特徴

スポークネットは国東市の中央部に位置し、かつ国道に面する土地であり、利便性は非常に高い場所に立地しています。

【主要施設等へのアクセス】

- 大分空港 : 8.2 k m（車で約 12 分）
- 大分空港道路安岐入口 : 11.6 k m（車で約 17 分）
- 国東市民病院 : 5.9 k m（車で約 10 分）
- 国東市役所 : 10.0 k m（車で約 16 分）
- JR 杵築駅 : 29.3 k m（車で約 35 分）

3. 応募者の資格要件

(1) 事務室 1～3

応募に当たっては、以下の①～③の全てを満たすことを要件とします。

- ①国東市外に本社がある法人であり、通信回線の活用により本社と同等の業務が実施可能な事業所であること
- ②事務室 1 は使用人数が原則 4 名以上、事務室 2 及び事務室 3 は使用人数が原則 2 名以上であること
- ③使用許可後、3 ヶ月以内にサテライトオフィスで業務を開始可能であること

(2) コワーキングスペース

応募に当たっては、以下の①～③のいずれかを満たすことを要件とします。

- ①国東市外に本社がある法人であり、通信回線の活用により業務を行う者
- ②国東市外に住所を有する個人事業主であり、通信回線の活用により業務を行う者
- ③国東市に住所を移して 1 年未満の個人事業主であり、通信回線の活用により業務を

行う者

(3) 使用の対象外

次の①～③のいずれかに該当する者は、使用の対象外とします。

- ①暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成30年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と密接な関係を有する者
- ②風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に基づく届出を要する事業を営む者
- ③宗教活動・政治活動を行う者

4. 行為の制限

スポークネットでは、以下①～⑦の行為を行ってはいけません。これに違反した者には、行為の中止若しくは退去を命じることがあります。

- ①公の秩序を乱し、若しくは善良な風俗を害し、又はそのおそれがある行為
- ②施設、設備、備品等を破損し、若しくは汚損し、又はそのおそれがある行為
- ③他の使用者に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがある行為
- ④事務室等の全部又は一部を転貸し、又は利用の権利を譲渡する行為
- ⑤指定場所以外で喫煙する行為
- ⑥犬や猫等のペットを連れ入れる行為
- ⑦その他、国東市サテライトオフィスの管理上支障があると認められる行為

5. 使用許可の取り消し

以下①～②の項目に該当するときは、スポークネットの使用許可の取り消しを行います。なお、使用許可の取り消しを受けた者に損害が生じても、国東市はこれを賠償しないものとします。

- ①使用料を、その納付期限後3ヶ月以上経過してなお納付がないとき
- ②偽りその他不正な手段により使用許可を得たとき
- ③国東市公有財産規則、本募集要領等の規定に違反したとき

6. 損害賠償及び免責

(1) 使用者

故意又は過失によって、設備や備品等を破損・紛失したときは、その損害を賠償しなければなりません。また、契約の条件に違反して本市に損害を与えたときも同様に、その損害を賠償しなければなりません。

ただし、過失による場合であって、市長が特別の理由があると認めるときは、その賠償

の責任を免除することができるものとします。

(2) 国東市

故意又は重大な過失によらない火災、盗難、諸設備の故障等による使用者の損害について、その責任を負わないものとします。

7. 申請書類

- ①行政財産使用許可申請書
- ②会社概要が分かる資料（パンフレット等）
- ③事業計画書
- ④（法人の場合）定款及び登記事項証明書
- ⑤（個人の場合）住民票もしくは戸籍附表の写し
- ⑥決算書（最新年度）

8. 使用期間

スポークネットの使用期間は1年以内です。継続してスポークネットの使用を希望する者は、期間満了の3ヶ月前までに、行政財産使用期間延長（更新）許可申請書(規則様式第30号)を提出して下さい。

9. 使用の完了

スポークネットの使用を完了する場合は、完了する日の1ヶ月前までに、国東市サテライトオフィス使用完了届を提出して下さい。なお、使用完了時には、事務室等を通常の利用に伴い生じた損耗を除き、原状に回復しなければいけません。

10. 使用許可

市が申請書類を審査し、スポークネットの使用を許可する事業者には、行政財産使用許可書を交付します。

11. 問合せ先・申請書類の提出先

国東市役所 活力創生課 産業創出係

TEL : 0978-72-5183

FAX : 0978-72-5182

e-mail: sosei@city.kunisaki.lg.jp